

(平成21年11月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年2月16日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を同年2月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和12年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和32年4月ごろから36年6月ごろまで
② 昭和42年2月16日から同年3月1日まで

申立期間①については、兄の紹介によりA社C所の下請であるD班に勤務し、とび職としてE工事に従事していた期間であるにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無い。D班は下請からA社に吸収されたと思うが、被保険者であったことを認めてほしい。

また、A社には平成9年3月まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間②の厚生年金保険被保険者記録が無いので、この期間についても、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社F支店から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和42年2月16日にA社G部から同社B支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和42年3月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、申立てどおりの届出は行っておらず、申立期間②に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、前述の人事記録により、申立人は、昭和 32 年 4 月 1 日に D 班の現業職員として採用されたことは確認できるものの、社会保険事務所が保管する A 社 C 所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に係る記録は無い。

また、当該被保険者名簿には申立人がとび職の親方だったとしている二人に係る記録も無い上、当該被保険者名簿により、A 社 C 所における被保険者記録が確認できた者は、「とび職は厚生年金保険には入らず、自分も管理職・工長になってから厚生年金保険に入った。」と述べている。

さらに、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和62年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月21日から同年6月1日まで

私は、昭和47年7月から63年10月まで継続して飲料水の販売の仕事をしていたが、社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、B社とA社の統合に伴い、私は、B社が閉鎖された昭和62年3月20日に同社を退職し、同年3月21日から63年10月までA社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた。

申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主、複数の同僚及び当時、C地区における総代理店であったD社（平成14年3月31日に解散）の元事業主の記憶から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

また、A社の元事業主は、「試用期間は無かった。」と述べていることに加え、申立期間当時、同社に勤務していた同僚4人は、「入社と同時に厚生年金保険に加入していた。」と述べており、社会保険庁のオンライン記録によれば、当該4人は、自身の記憶する入社日と同日又は同月に被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたもの

と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和62年6月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年11月30日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

また、申立人のB社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成17年4月21日、資格喪失日が18年3月21日とされ、当該期間のうち、17年4月21日から同年6月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日に係る記録を同年4月21日とし、当該期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、各事業主は、申立人に係るこれらの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年11月30日から同年12月1日まで
② 平成17年4月21日から同年6月1日まで

申立期間①については、勤務していたA社がC社と合併し、平成11年12月1日からD社となったが、私は継続して勤務しており、厚生年金保険料を控除された記憶もある。

申立期間②については、勤務していたE社が合併を経てB社になったが、私は継続して勤務していた。平成17年4月21日にB社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、厚生年金保険料を控除された記憶もある。

申立期間①及び②について、それぞれ被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社とC社が取り交わした営業譲渡契約書及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、A社及びD社に継続して勤務（平成11年12月1日にA社からD社に転籍）し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における平成11年10月の社会保険庁のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を平成11年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人のB社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成17年4月21日、資格喪失日が18年3月21日とされ、当該期間のうち、17年4月21日から同年6月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、B社の賃金台帳により、申立人は、同社に平成17年4月21日から継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、当該賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額及び申立人のB社における平成17年6月の社会保険庁のオンライン記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成19年12月1日付けで申立人の資格取得日を17年6月1日から同年4月21日に訂正する取得年月日訂正届を提出していることから、事業主は当初、同年6月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月及び5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和40年11月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月20日から同年12月1日まで

私の厚生年金保険の記録によれば、C社で昭和40年11月20日に被保険者資格を喪失し、A社で同年12月1日に被保険者資格を取得しており、申立期間が未加入期間となっているが、これは同一グループ会社内での転勤であり、平成13年3月まで継続して勤務していた。

申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元上司及び同僚の記憶等により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（C社からA社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、C社からA社への異動日について、前述の元上司及び同僚は、「申立期間当時、申立てに係るグループ会社では、給与及び営業業績を毎月20日締めとしており、転勤等の人事異動についてもこれによるが多かった。」としていることから、申立人のA社における資格取得日は、C社における資格喪失日と同日の昭和40年11月20日と認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年12月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料

及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成4年10月から5年7月までは26万円、同年8月から同年11月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年10月1日から5年12月1日まで

A社に勤務していた申立期間の私の給与は約30万円だったのに、社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が8万円になっており納得できないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る社会保険庁のオンライン記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張するとおり、平成4年10月から5年7月までは26万円、同年8月から同年11月までは36万円と記録されていたところ、同社が適用事業所に該当しなくなった日（平成6年2月28日、以下「全喪日」という。）の後の6年3月7日付けで、4年10月1日に遡及して8万円に引き下げられている。

また、A社に係る社会保険庁のオンライン記録においては、i)同社の全喪日以降に申立人を含む15人の標準報酬月額が申立人と同様に8万円に引き下げられていること、ii)当該同僚のうち一人が所持する給与明細書から、同人は、引き下げられる前の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていたことがそれぞれ確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年10月1日に遡及して標準報酬月額を引き下げる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、4年10月から5年7月までは26万円、同年8月から同年11月は36万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年7月2日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から26年10月1日まで
② 昭和41年7月2日から同年8月1日まで

私は、昭和25年4月1日からA社D支店に勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所の記録では、同社同支店における資格取得日が26年10月1日となっており、申立期間①の被保険者記録が無い。

また、申立期間②については、A社C支店から同社E支店への転勤により生じた空白期間である。

勤務していたことは間違いないので、申立期間①及び②について、それぞれ被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、B社から提出された辞令台帳、社員カード及び雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に継続して勤務している（昭和41年7月1日にA社C支店から同社E支店に異動）ことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によれば、A社E支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和41年8月1日であることが確認できるが、事業主は、「昭和40年代以降は、本社が各支店の社員の給与データを一括して計算していた。」と述べていることから、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、A社E支

店に勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を控除されていたと認めることができ、申立人の同社C支店における資格喪失日は、同社E支店における資格取得日と同日の昭和41年8月1日と認めることができる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和41年6月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、前述の社員カード及び複数の同僚の記憶により、申立人は、A社D支店に勤務していたことは確認できるものの、複数の同僚は、「当時は、試用期間等のため入社日と厚生年金保険の加入日は違っていた。」と述べている上、申立人と同期入社同僚二人については、それぞれが主張する入社日の1か月後又は18か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、事業主に照会しても、申立期間①に係る申立人の厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、申立人に係る雇用保険の加入記録は、被保険者記録と一致していることに加え、社会保険事務所が保管するA社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から 47 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 47 年 2 月まで

私の年金記録によれば、申立期間は申請免除となっているが、申立期間の国民年金保険料については、私の母親が納付していたはずであり、申立期間当時家計状況が悪かったとは考えられないことから、母親が免除申請を行ったとも考えられない。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人の母親は既に死亡しており、申立期間の国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、社会保険事務所が保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳によれば、当初、申請免除となっていた申立期間直後の昭和 47 年 3 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料は 57 年 3 月 12 日に追納されていることが確認でき、この時点で制度上、追納できる期間（申請免除期間の国民年金保険料追納期限は 10 年間）すべての国民年金保険料を納付し、申立期間については追納できなかった期間であったものと推認される上、この追納により申請免除期間となっていた国民年金保険料の納付記録が変更されていることも確認でき、記録管理の不備をうかがうことはできない。

さらに、申立人の母親が、申立期間について申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 10 日から 40 年 4 月 5 日まで
A社に住み込みで仕事をしていた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。
当時、一緒に働いていた同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、自分の加入記録が無いのは考えられないので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の記憶から、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、A社の継承会社であるB社に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、A社の別部門で勤務していた同僚は、「自分には厚生年金保険の加入記録が無く、A社では、勤務していた従業員すべてを厚生年金保険に加入させていたわけではない。」と述べている。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 8 年 8 月 28 日まで

私は、申立期間にA社に勤務し、月額 50 万円の給与を受けていたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立期間の標準報酬月額については、当初、50 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 8 年 8 月 28 日）の後の平成 8 年 9 月 10 日付けで、6 年 10 月 1 日に遡^{そきゅう}及して 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本により、申立期間当時、申立人は同社の代表取締役役に、その妻が監査役になっていたことが確認できる上、申立人は、申立人とその妻が社会保険事務を担当し、会社印も管理していたとしている。

また、申立人は、厚生年金保険料を含む社会保険料の滞納は無かったとしているところ、滞納が無かった場合、標準報酬月額の減額処理により納付済みの厚生年金保険料が還付されるはずであるが、申立人は、「還付されたことは無い。」と述べている上、複数の元従業員は、「平成 6、7 年ごろの経営状態は悪かった。」「会社は倒産し、最後の給料はもらえなかった。」と述べている。

さらに、申立人は、被保険者資格喪失に係る届出を行った記憶はあるものの、前述の標準報酬月額の減額訂正処理に係る届出を行った記憶は無いとしているところ、社会保険庁のオンライン記録によれば、当該減額訂正届の処

理日及び資格喪失届の処理日、健康保険被保険者証の返却日が同一の平成8年9月10日であることから、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届の提出についても、申立人が直接的に関与しなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正の処理の無効を主張することは信義則上妥当ではなく、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 8 年 8 月 28 日まで
私は、申立期間にA社に勤務し、月額 24 万円の給与を受けていたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立期間の標準報酬月額については、当初、24 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 8 年 8 月 28 日）の後の平成 8 年 9 月 10 日付けで、6 年 10 月 1 日に遡^{そきゅう}及して 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社の監査役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立人及びA社の代表取締役であったその夫が、同社の社会保険事務を担当し、会社印も管理していたとしている上、元従業員も、「申立人は経理及び社会保険の事務を担当していた。」と述べていることから、申立人が標準報酬月額の減額訂正について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、経理や社会保険に係る事務担当者として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上妥当ではなく、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成11年8月1日から13年1月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立人の申立期間のうち、平成13年1月1日から14年1月25日までの期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月1日から14年1月25日まで

A社に勤務していた申立期間の私の給与は約35万円だったのに、社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が15万円になっており納得できないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成11年8月1日から13年1月1日までの期間については、申立人は標準報酬月額が約35万円であると述べているところ、社会保険庁のオンライン記録においては、当該期間の標準報酬月額は、11年8月から12年9月までは30万円、12年10月から同年12月までは36万円となっており、特段、訂正された形跡は認められない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間のうち、平成13年1月1日から14年1月25日までの期間については、社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成14年1月25日）の後の同年2月4日付けで、13年1月から同年10月までの標準報酬月額は36万円から15万円に、同年11月及び同年12月の標準報酬月額は50万円から15万円に、遡及して減額

訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る滞納処分票により、同社は、平成13年11月には厚生年金保険料を含む社会保険料の支払に苦慮しており、申立人が社会保険事務所と交渉の上、14年1月29日に同社の全喪届等を提出していたことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届、同算定基礎届の訂正届及び同月額変更届の取消届には、申立人の記名及び押印があることから、申立人は、A社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額に同意したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。